

# 茂木町中小企業融資制度

融資を受けられる方は町内に事業所を有し、引続き1年以上の事業を営む中小企業信用保険法第2条で定める中小企業者になります。

融資条件	運転資金		設備資金	
貸付限度額	1,500万円以内		5,000万円以内	
貸付期間	3年以内	5年以内	7年以内	10年以内
貸付金利	1.5%	1.6%	1.6%	1.7%
	設備資金の返済は6ヶ月以内据置可			
協会保証付[責任共有対象] ※責任共有対象外の場合は上記金利から-0.2%となります。				
返済方法	返済期間が1年以内のものは一括又は割賦とし、1年を超えるものは割賦とする。 但し、設備資金については割賦とする。			
担保	取扱金融機関及び保証協会の定めるところによる。			
信用保証	保証協会の保証に付す。 但し、信用保証料は保証協会の定めるところによる。			
保証人	保証協会の定めるところによる。			

## 「創業支援資金」を創設しました。



**NEW**

融資用途	運転資金および設備資金（但し土地取得費は除く）
貸付限度額	500万円以内
貸付期間	5年以内（据置期間6ヶ月以内）
貸付金利	1.6% （但し、特定認定創業支援証明者はさらに0.1%引き下げる。）
返済方法	取扱金融機関の定めるところによる。
担保	取扱金融機関及び保証協会の定めるところによる。
信用保証	保証協会の保証に付す。 但し、信用保証料は保証協会の定めるところによる。
保証人	保証協会の定めるところによる。
融資対象	次のいずれかに該当する町内に創業しようとする者で町税を完納している者。 ア 同一の業種の企業に5年以上勤務し、退職後1年未満であって、営もうとする事業がその業種における技術又は経験に関連している者 イ 法律に基づく資格を有し、その資格を活かして創業しようとする者。 ウ 町内で創業後1年未満の商工業者で、法人にあっては商業登記を、個人にあっては住民登録をしている者。 エ 茂木町から認定特定創業支援証明を受けた者。

☆ 車両購入の際はご注意ください。(設備資金・創業支援資金共通)

車両購入の 注意点	設備資金における車両購入の対象は、原則として自動車の種別による分類番号が3及び5で始まる乗用車以外とする。※法人名や屋号を記載したカットティングシート等(着脱不可)をつけること。
--------------	-------------------------------------------------------------------------------------------

・平成30年4月1日から平成31年3月31日までの雇用促進特別措置

◇利子補給をいたします。(雇用促進特別措置)

利子補給の額 融資が実行されてから5年間(60回)に支払われた額

<茂木町中小企業融資制度>

利子補給の対象 設備資金のみ  
平成31年3月31日までに茂木町中小企業融資制度による  
設備資金融資を受けた方

<創業支援資金>

利子補給の対象 平成31年3月31日までに茂木町中小企業融資制度による  
創業支援資金を受けた方

◇信用保証料を半額、町が補助します。

◇条件変更(3年を限度)できます。

中小企業信用保険法第2条第1項第1号で定める中小企業者の範囲	
製造業・建設業・運輸業・その他	300人以下
卸売業・サービス業	100人以下
小 売 業	50人以下

取扱金融機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・足利銀行茂木支店 TEL (63) 1132</li> <li>・栃木銀行茂木支店 TEL (63) 1211</li> <li>・烏山信用金庫茂木支店 TEL (63) 1241</li> </ul>
お問い合わせ先	<ul style="list-style-type: none"> <li>・足利銀行茂木支店 TEL (63) 1132</li> <li>・栃木銀行茂木支店 TEL (63) 1211</li> <li>・烏山信用金庫茂木支店 TEL (63) 1241</li> <li>・茂木町役場商工課 TEL (63) 5625</li> <li>・茂木町商工会 TEL (63) 0325</li> </ul>